

## 参考

### (財)自動車リサイクル促進センター 情報公開規程

#### (目的)

**第1条** この規程は、財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）の適切な情報公開の推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な業務運営を推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規程において「情報」とは、本財団の業務に携わる理事長並びに常勤の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、本財団が所有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。

2 この規程において「公開」とは、情報を閲覧に供し、又は写しを提供することをいう。

#### (公開)

**第3条** 本財団は、次に掲げる情報について、その決定又は変更をしたときは、遅滞なく公開するものとする。

- (1) 寄附行為
- (2) 業務規程
- (3) 業務実施細則
- (4) 情報公開規程
- (5) 倫理規程
- (6) 役員名簿
- (7) 資金管理業務諮問委員会資料（委員会において非公表の扱いとされたものを除く。）
- (8) 資金管理業務諮問委員会議事録
- (9) 離島対策等検討会資料（検討会において非公表の扱いとされたものを除く。）
- (10) 離島対策等検討会議事録
- (11) 事業計画書
- (12) 収支予算書
- (13) 事業報告書
- (14) 収支計算書

- (15) 正味財産増減計算書
  - (16) 貸借対照表
  - (17) 財産目録
  - (18) 監事の事業報告書及び決算に関する監査意見書
  - (19) 公認会計士の事業報告書及び決算に関する監査報告書
  - (20) 再資源化預託金等の運用方針、運用計画及び運用実績に関する書類
- 2 前項に規定する情報以外の情報について、公開の請求があったときは、当該請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報を公開するものとする。
- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - イ 慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
    - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報
    - ハ 当該個人が本財団の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
  - (2) 本財団以外の法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報を除く。
    - イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
    - ロ 本財団の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
  - (3) 本財団内部又は関係機関その他の者との審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、本財団の業務の遂行に関して誤解を生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (4) 本財団の業務に関する情報であって、専ら本財団内部の日常的管理運営のためのもの又は公開することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- 3 前項各号に掲げる非公開情報が記録されている情報について、非公開とする事由が消滅し

たと認められるときは、当該情報を公開するものとする。

(部分公開)

**第4条** 本財団は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による公開)

**第5条** 本財団は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると特に認めるときは、公開請求者に対し、当該情報を公開するものとする。

(公開請求の手続)

**第6条** 情報公開の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を本財団に提出するものとする。

- (1) 情報公開の請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る情報を特定するために必要な事項

(公開請求に対する措置)

**第7条** 本財団は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、情報公開を行うものとする。

2 本財団は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（公開請求に係る情報を所有していないときを含む。）は公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

(公開決定等の期限)

**第8条** 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から30日以内にするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本財団は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

3 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある

場合には、前2項の規定にかかわらず、本財団は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をするものとする。この場合において、本財団は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、その旨及びその理由並びに残りの情報について公開決定等をする期限を書面により通知するものとする。

#### (公開の実施)

**第9条** 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別等を勘案して適當と認められる方法により行う。

#### (手数料)

**第10条** 情報公開に係る手数料は、原則として実費とする。

#### (異議の申出)

**第11条** 公開決定等について異議がある場合には、公開請求者は、当該公開決定等に係る書面を受理した日から60日以内に、本財団に対して異議の申出をすることができる。

2 本財団は前項の規定による異議の申出を受理したときは当該申出者に対して書面により速やかに回答するものとする。

#### (情報公開の総合的推進)

**第12条** 本財団は、業務に関する情報公開の総合的な推進を図るため、本財団の所有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報提供機能の強化等情報管理体制の整備に努めるとともに、公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この規程は、平成15年11月10日から施行する。